

第4 自動車リサイクル法

1 制度のあらまし

国内で年間約400万台排出される使用済自動車は、有用な部品等を含み資源としての価値が高いため、従来から解体業者などを通じてリサイクル処理がなされてきた。

しかし、産業廃棄物の最終処分場の逼迫からシュレッダーダストを低減する必要性の高まりとともに、最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の不安定な変動から、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不適正処理の懸念が生じていた。

このため、新たな使用済自動車のリサイクルルートとして平成17年1月より自動車リサイクル法が本格施行されている。

自動車リサイクル法では、不法投棄を防止し、適正事業者による適切な処理を進めるため、自動車リサイクルの関連事業者を全て都道府県知事等の登録・許可制とし、法の円滑な運用を図っている。

2 登録・許可事業者数（平成21年3月31日現在）

	登録事業者数				許可事業者数					
	引取業		フロン類回収業		解体業		破砕業(破砕前工程のみ)		破砕業(破砕工程含む)	
	H21.3末	H20.3末	H21.3末	H20.3末	H21.3末	H20.3末	H21.3末	H20.3末	H21.3末	H20.3末
栃木県 (宇都宮市を除く)	1,515	1,554	407	413	112	117	15	15	4	4
宇都宮市	359	390	94	96	20	20	0	0	1	1
合計	1,874	1,944	501	509	132	137	15	15	5	5